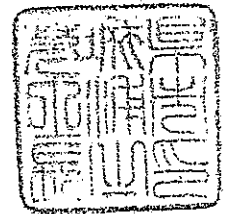


土浦市告示第 3 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年 1月 9日

土浦市長 中川 清



1 都市計画の種類

- ア 都市計画道路（3・6・13 駅前東崎線）
- イ 都市計画道路（3・4・15 田宿中城線）
- ウ 都市計画道路（3・4・31 下高津桜町線）
- エ 都市計画道路（8・7・2 神立駅東西自由通路線）

2 都市計画を変更する土地の区域

- ア 削除する部分（川口一丁目、東崎町の各一部）
- イ 削除する部分（中央一丁目、大手町の各一部）
- ウ 削除する部分（下高津一丁目、下高津二丁目、桜町四丁目の各一部）
- エ 変更する部分（神立中央一丁目の一部）

3 縦覧場所

土浦市都市整備部都市計画課

土浦・阿見都市計画道路の変更(土浦市決定)

1. 都市計画道路中3・6・13号 駅前東崎線を3・5・13号 土浦駅北通り線に名称を改め、3・5・13号 土浦駅北通り線ほか1路線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中3・4・15号 田宿中城線及び3・4・31号 下高津桜町線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・13	土浦駅北通り線	土浦市大和町	土浦市川口一丁目	土浦市大和町	約270m	地表式	2車線	14m		
特殊街路	8・7・2	神立駅東西自由通路線	土浦市神立中央一丁目	土浦市神立中央一丁目	土浦市神立中央一丁目	約40m	地表式	—	6m	JR常磐線と立体交差	
	立体的な範囲		土浦市神立中央一丁目・土浦市神立中央一丁目の区間において、立体的な範囲を定める。								

「区域及び構造, 立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路の効率的な事業推進と交通の円滑化を図るべく、平成17・18年度に「土浦市総合交通体系調査」を行い、優先整備路線の設定を行うとともに、「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後20年を経過した未整備路線を対象に総合的な見直しや再検討を行ったところである。

その結果を踏まえ、土浦市における都市交通の円滑化かつ効率化を図り、人と環境にやさしい、活力ある交通体系の構築に資するため、本案のとおり変更するものである。

また、円滑な歩行者導線の確保と歩行者空間の創出及び良好な都市環境の形成を図るため決定された都市計画道路8・7・2号 神立駅東西自由通路線については、神立駅舎橋上化整備の基本設計にあわせて、本案のとおり位置の変更をするものである。

[3]新旧対照表

3・4・15号 田宿中城線

新旧の別	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
新	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧	幹線街路	3・4・15	田宿中城線	土浦市田宿町	土浦市中城町	-	約510m	地表式	-	16m		

3・4・31号 下高津桜町線

新旧の別	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
新	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧	幹線街路	3・4・31	下高津桜町線	土浦市下高津一丁目	土浦市桜町四丁目	土浦市桜町四丁目	約650m	地表式	-	16m	幹線街路と平面交差2箇所	

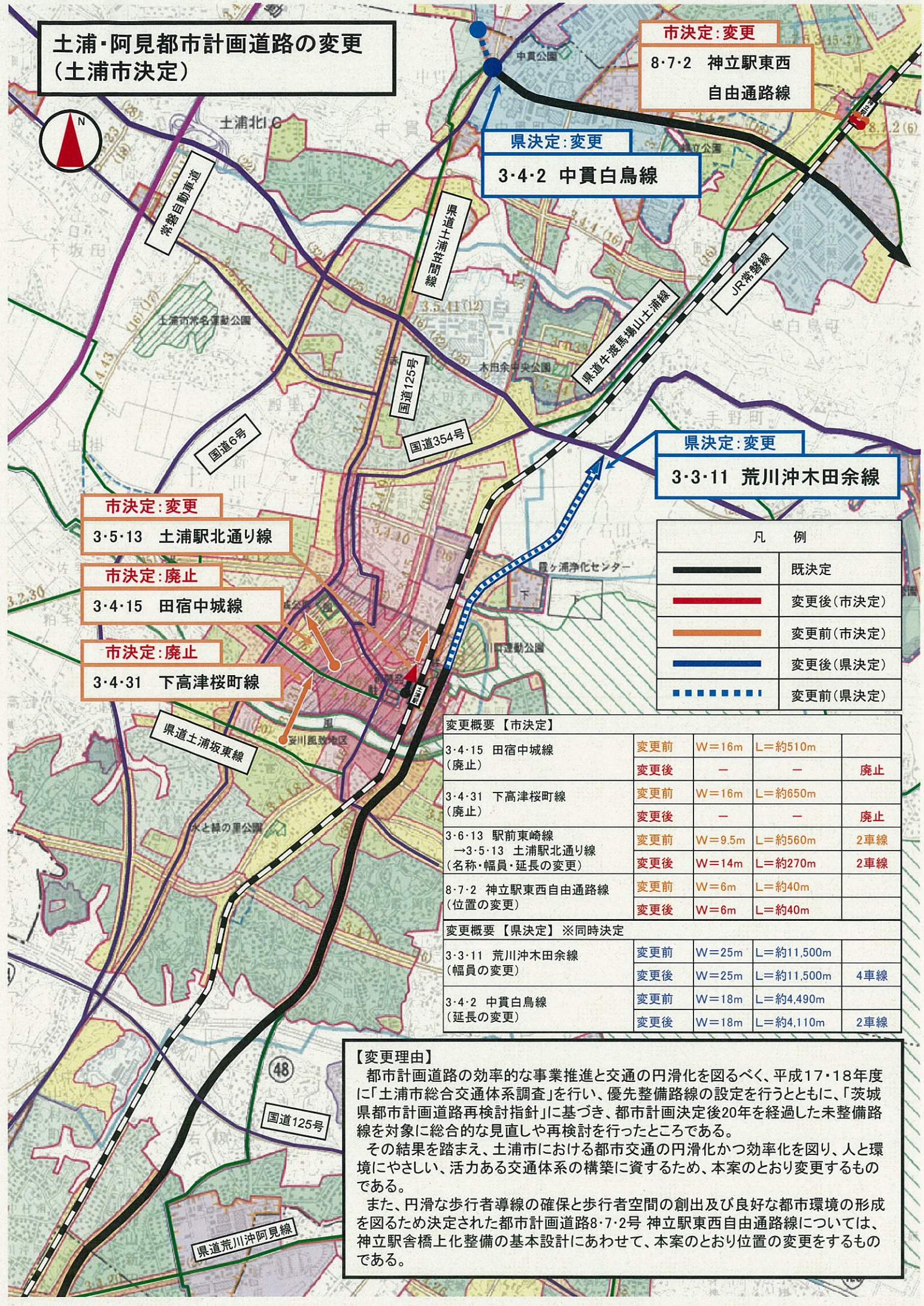
3・5・13号 土浦駅北通り線

新旧の別	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
新	幹線街路	3・5・13	土浦駅北通り線	土浦市大和町	土浦市川口一丁目	土浦市大和町	約270m	地表式	2車線	14m		
旧	幹線街路	3・6・13	駅前東崎線	土浦市大和町	土浦市東崎町	土浦市大和町	約560m	地表式	2車線	9.5m	幹線街路3・2・30土浦駅東学園線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所	

8・7・2号 神立駅東西自由通路線

新旧の別	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
新	特殊街路	8・7・2	神立駅東西自由通路線	土浦市神立中央一丁目	土浦市神立中央一丁目	土浦市神立中央一丁目	約40m	地表式	-	6m	JR常磐線と立体交差	
旧	特殊街路	8・7・2	神立駅東西自由通路線	土浦市神立中央一丁目	土浦市神立中央一丁目	土浦市神立中央一丁目	約40m	地表式	-	6m	JR常磐線と立体交差	

土浦・阿見都市計画道路の変更 (土浦市決定)



市決定:変更
8・7・2 神立駅東西
自由通路線

県決定:変更
3・4・2 中貫白鳥線

県決定:変更
3・3・11 荒川沖木田余線

市決定:変更
3・5・13 土浦駅北通り線

市決定:廃止
3・4・15 田宿中城線

市決定:廃止
3・4・31 下高津桜町線

凡 例	
	既決定
	変更後(市決定)
	変更前(市決定)
	変更後(県決定)
	変更前(県決定)

変更概要【市決定】			
3・4・15 田宿中城線 (廃止)	変更前	W=16m L=約510m	
	変更後	-	廃止
3・4・31 下高津桜町線 (廃止)	変更前	W=16m L=約650m	
	変更後	-	廃止
3・6・13 駅前東崎線 →3・5・13 土浦駅北通り線 (名称・幅員・延長の変更)	変更前	W=9.5m L=約560m	2車線
	変更後	W=14m L=約270m	2車線
8・7・2 神立駅東西自由通路線 (位置の変更)	変更前	W=6m L=約40m	
	変更後	W=6m L=約40m	
変更概要【県決定】 ※同時決定			
3・3・11 荒川沖木田余線 (幅員の変更)	変更前	W=25m L=約11,500m	
	変更後	W=25m L=約11,500m	4車線
3・4・2 中貫白鳥線 (延長の変更)	変更前	W=18m L=約4,490m	
	変更後	W=18m L=約4,110m	2車線

【変更理由】

都市計画道路の効率的な事業推進と交通の円滑化を図るべく、平成17・18年度に「土浦市総合交通体系調査」を行い、優先整備路線の設定を行うとともに、「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、都市計画決定後20年を経過した未整備路線を対象に総合的な見直しや再検討を行ったところである。

その結果を踏まえ、土浦市における都市交通の円滑化かつ効率化を図り、人と環境にやさしい、活力ある交通体系の構築に資するため、本案のとおり変更するものである。

また、円滑な歩行者導線の確保と歩行者空間の創出及び良好な都市環境の形成を図るため決定された都市計画道路8・7・2号 神立駅東西自由通路線については、神立駅舎橋上化整備の基本設計にあわせて、本案のとおり位置の変更をするものである。